

(F) 官公事業剩余等

「政府收入等」の「官公事業剩余等」の項参照。

(G) 海外からの純所得

「国民総支出」の「経常海外余利」の項参照。

(H) 政府と消費の負債利子

政府が官公事業以外で借りた公債利子と消費者の負債利子とは、生産に伴う所得とはみなされないから、これを分配国民所得に含めてはならない。

26年度以前 従来の推計では、赤字公債利子については、一部官公事業剩余等、個人利子所得などから、それぞれ見合い分を控除していたが、28年度推計から政府の赤字国債利子だけでなく政府が官公事業以外で借りた公債の利子および新たに推計した消費者負債利子を含めた「政府と消費者の負債利子」という項目を、新たに控除項目として設定することとした。

(a) 政府の公債利子

国債整理基金特別会計の支払済額、「地方財政概要」に基く公債利子額（決算額）から、国債地方債の利子額を求め、これから企業会計とみなされるものの支払利子を控除した。

(b) 消費者負債利子

質屋とその他金融機関が消費者に消費資金を貸付けてえた受取利子を推計したものである。

質屋については、29年の推計額を基礎にして「家計調査」（統計局）の勤労世帯、全都市平均借入金と「農家経済調査」（農林省）の全府県平均負債利子の29年計に対する夫々の四半期傾向を指素化したものを6：4で総合したものによって延長推計した。

金融機関の利息収入は全国銀行、相互銀行、信用金庫については、それぞれ日銀調、産業別貸出残高の「その他」の分に貸出利率を乗じて算出した。

信用農協組については「農家資金動態調査」（農林省）に基き農協組平均貸出残高中の個人消費資金相当分を求め、これに農協組の短期貸付金の平均貸付利率を乗じて算出した。

なお今回の推計より、既往年にさかのぼって労働金庫分をその損益計算書によって追加した。

(2) 調整項目

(A) 資本減耗引当

資本減耗引当は（a）減価償却費（b）資本偶発損（c）経常費にあてられた資本的支出からなっている。資料などの関係により、（a）のうち個人農業以外については簿価によっているが、個人農業は時価ベースで評価されている。

(a) 減価償却費

(i) 官業

官公事業のうち国の企業特別会計 政府関係機関については、それぞれの損益計算書に計上されている減価償却費をそのままとった。地方公共団体の公共企業の減価償却費は資料不備のため計上しなかつた。

(ii) 法人企業

一般産業については、後述の生産者耐久施設推計の際に求められた有形固定資産残高に、「法人企業統計調査」の33年「年報」の減価償却率について10%減の修正をなした減価償却率を乗じて求めた。これは「法人企業統計調査」の「年報」に示される減価償却費は無形固定資産に対するそれを含んでいること、企業の自計による過大計上分を含んでいること、その他の理由によるものである。

金融保険業については、後述の生産者耐久施設の際に求められた営業用有形固定資産残高に、総合平均償却率として従来同様5%を乗じて算出した。

なお、金融機関の財務諸表に示される減価償却費は固定資産のすべてに対する減価償却費が一括計上されているものが多く、その中の有形固定資産のみに対する減価償却費を直接に求めることができないので、若干の金融機関についての資料から上記の割合を求めて推計した訳である。

(iii) 個人企業

(I) 農業 「農家経済調査報告」（農林省）所載の統計表全国の部「農家財産の増減形態」から農用建物、農具、大動物、植物の減価償却額を求めて1戸当たり所得に対する比率を算出し、これを分配面で求めた農業個人業主所得に乗じて算出した。但し建物の減価償却費については「農家経済調査」の上層偏倚を考慮して調整した。

(II) 製造業卸小売業 個人業主所得の項で算出した減価償却費を採用した。

(III) 鉱業、建設業、運輸通信その他の公益事業 適当な資料がないので、28年度

以降は、26、27年度において適用した1事業主当たり営業所得に対する減価償却費の比率について両年度を平均した比率を分配面で求めた個人業主所得に乗じて推計するという方法をとつてゐる。なお、26、27年度推計における上記比率は「法人企業統計調査」(大蔵省)の「年報」の資本金200万円以下の法人企業の附加価値に対する減価償却費の比率を準用したものである。

#### (a) 個人住宅

昭和29年分を基礎として、家賃指数(総理府統計局)の傾向により延長推計した。なお、昭和29年分の計数は分配面の賃貸料所得算出の基礎となつている計数から個人住宅に対する減価償却費をもとめたものである。

#### (b) 資本偶発損

資本偶発損とは民間および政府の有形固定資産の火災水害等による偶發的な損害のことであるが、ここには一応損害保険と森林火災保険のみについて計上した。

##### (i) 損害保険

日本損害保険協会調を基礎とし、正味支払保険金と責任準備金および支払備金の増加額を推計してそれらを合計した。

##### (ii) 森林火災保険

「森林火災保険特別会計」における保険金支払済額をそのままとつた。

#### (c) 経常費にあてられた資本的支出

これは資料が求められない関係上推計されていない。

#### (B) 間接事業税

「政府収入等」の「間接事業税」の項参照。

#### (C) 補助金

「政府の財貨サービス購入」の「控除項目」の項参照。

## 三 国民総支出

#### (1) 個人消費支出

個人や非営利団体(個人にサービスを提供するものに限る)の財貨サービスに対する支出であつて、家計調査等の分類にしたがつて飲食費、被服費、光熱費、住居費、雑費の5項目からなる。

#### (A) 飲食費(含酒煙草)

これはいわゆる飲食費に自衛隊員の現物給与と学校給食費を加えたものである。

飲食費は25年度の「小売評価法」による推計額をもとに「家計調査法」によつて求めた推計額の25年度に対する各年度の伸びにより延長推計し別途酒、煙草について各年度の推計をおこない、企業消費分を算定、これを上記推計額から控除した。

自衛隊員の現物給与および学校給食費は国の決算書より求めた。

#### (B) 被服費

22年の「小売評価法」から延長して求めた25年度の推計額をもとに「家計調査法」による推計額の25年度に対する各年度の伸びにより延長推計して自衛隊員の現物給与を国の決算書によつて加算した。

#### (C) 光熱費

29歴年の「小売評価法」による推計額をもとに「家計調査法」によつて求めた推計額の29年に対する各年の伸びにより延長推計し、さらに34年1~3月分を「家計調査法」による推計額の33年に対する34年1~3月の傾向によつて推計四半期を合計して33年度を算出した。

#### (D) 住居費

住居費のうち地代家賃(帰属分を含む)は分配面の総地代家賃から個人所有生産用を控除して推計した。

地代家賃以外の住居費は「家計調査法」によつて求めた住居費から地代家賃を除いた額を計上した。

#### (E) 雜費

「家計調査法」によつて求めた推計額をもとにつぎの調整をおこなつた。

##### (a) 加算項目

##### (i) 金融機関等の帰属サービス

分配面の金融機関の帰属利子に、生命保険会社の帰属サービスを加算したものである。金融機関の帰属利子は金融機関の損益計算書から受取利子と支払利子の差額をとり、生命保険会社の帰属サービスは生命保険会社の損益計算書から純収入を求めた。

##### (ii) 社会保険による医療給付

社会保障のうち医療給付をなすものは、健康保険（日雇健康保険を含む）、船員保険、国民健康保険、労働者災害補償、生活保護費（医療扶助）等であり「家計調査法」によつて求めた雑費では完全に把握されていないので社会保険診療報酬支払基金の基金年報、労働省関係資料等によつて推計した。

(iv) 本邦人海外純消費

大蔵省「国際收支」の貿易外項目のうち、旅行者消費の受払差額に外交団の消費を加えたものである。

(b) 控除項目

(i) 官公立学校授業料及び入学検定料

この項目は「個人所得とその処分」勘定において個人税外負担として計上されており、一方「家計調査法」によつて求めた雑費のうちに含まれているので、そのままでは重複計算となるので、控除項目として計上する。国立学校分については国の決算書より求めた。地方公共団体分については「地方財政統計年報」によつて求め33年度は不明のため国の実績の32年度に対する33年度の伸びにより延長推計した。

(ii) 国立病院収入等

国立病院については非企業特別会計と看做しており診療収入は(i)の官公立学校授業料入学検定料と同様個人税外負担としているので控除す。国立病院等の収入は國的一般、特別会計の決算書によつて計上した。

(iv) 社会保険被用者負担分

「家計調査法」による推計は家計調査の品目分類によつているため雑費のうちに計上されているが「個人所得とその処分」勘定において別に社会保険負担分（雇主、被用者分）が控除されている関係で調整される。

(v) 火災保険料

これは家賃の原価のうちに織込まれ住居費に計上されているので、雑費から火災保険料を控除している。それは雑費が火災保険料をふくむ「家計調査法」によつて推計されているからである。この推計は「保険年鑑」より保険料收入を求めて返戻金を差引調整し、損保協会調による保険料の住宅分の比率を乗じて個人分の火災保険料を推計した。

なお、個人消費支出における推計方法は主として従来の推計方法によつているが、次

の三点について推計方法が改訂された、計数は旧推計と若干異なるが、それは基礎統計資料として確定資料が得られたことによるものである。

(i) 自衛隊員の現物給与（飲食費、被服費）

分配国民所得（勤労所得）推計において自衛隊員に対する現物給与は所得として計上されるが、その見合としての消費は基礎推計においても完全には把握されていないので、個人消費支出の飲食費、被服費にその現物給与分を新に加算した。

(ii) 住居費のうち地代家賃以外の住居費

住居費については従来「家計調査法」による推計額の50%をその他の住居費（家具什器）として個人消費支出に計上してきたが、この50%の根拠は22年当時の地代家賃と家具什器の比重であつて、最近の家具什器に対する比重の増加を考慮し、「家計調査」「農家経済調査」に見られる傾向によつて比率を引上げた。

(iv) 金融機関等の帰属サービス

雑費中における金融機関等の帰属サービスに新に労働金庫の帰属サービスを加算した。

(註)

1. 「家計調査法」による個人消費支出とは従来人の方法による個人消費支出とよんでいたものであつて個人消費支出を農家と非農家（これは市部と郡部に分かれる）に分け、それぞれを代表する一人当たり家計費×人口によつて推計合算したものである。一人当たり家計費は「家計調査」及び「農家経済調査」を利用し、人口は「国勢調査」「人口推計月報」「労働力調査月報」「農業センサス」等を利用して求められる。
2. 「小売評価法」とは従来物的方針によんでいたもので「生産統計」「配給統計」「輸出入統計」等を利用して個人消費にまわる数量を求め、これに最終小売価格を乗じて個人消費支出を推計する方法である。

(2) 国内民間総資本形成

民間（個人及び法人企業）による国内における資本形成の総額（資本減耗引当を含む）であつて、個人住宅の建設と民間企業による生産者耐久施設の形成および在庫品の増加からなつており、後二者はそれぞれ法人企業によるものと個人企業によるものとに分けられている。

(A) 個人住宅

資料の関係により、三つのグループに分けて推計し、それらを合計して求めた。

(a) 一般居住専用住宅および非農業併用住宅の居住用部分

まず「建築動態統計」(建設省)を基礎資料とし、個人の建設した居住専用建築物と居住産業併用建築物(ただし農業併用建築物を除く)の居住用部分を求めた。その際同統計について推定される着工事額の過少申請、狭少面積建築(着工届出の対象となつてないもの)の統計洩れなどに対し、従来通り3割増を見込んで計上した。居住産業併用建築物の中、居住用部分の占める割合については、「個人商工業経済調査」(総理府統計局)などの資料により、全国平均で60%とみなして算出した。

(b) 農業併用住宅の居住用部分

農業併用住宅の居住用部分については「農家経済調査報告」(農林省)を利用して以下にのべるような方法によつて求めた。すなわち同「調査」における1戸当りの農業個人業主所得に対する農家建物新改築額の居住用部分の割合を求め、それを分配面で求めた個人業主所得に乗じて求めた。

なお、31、32年度分についても、農業個人業主所得の改訂に伴なう必要な改訂を加えた。

(c) 分譲住宅

分譲住宅については、個人の取得するものとみなされるものについて、住宅金融公庫、住宅公団の資料などから推計して求めた。

なお、31、32年度分についても、基礎資料についての一部計数整理による改訂を加えた。

(B) 法人企業

(a) 生産者耐久施設

資料の関係により一般産業と金融保険業別に推計してそれらを合計した。

(i) 一般産業

「法人企業統計調査」(大蔵省)を基礎資料とし、33年度末有形固定資産推計残高に年度中総投資率を乗じて求めた。33年度末有形固定資産残高は、同「年報」(33年)の有形固定資産残高に同「季報」の33年12月末より34年3月末への有形固定資産残高の伸びを乗じて求め、33年度中総投資率は、まず同「季報」を基礎資料とし、33年度末有形固定資産残高に対する「新設」(総生産施設にあたる)の割合を算出し、さら

に同「季報」には資本金200万円未満の法人企業が調査対象として含まれていないことに対する必要な調整を加えて算出した。

(ii) 金融保険業

民間金融機関の財務諸表から、それらの営業用有形固定資産の純増を求めてこれを純生産者耐久施設とみなし、次に営業用有形固定資産残高に、従来と同様に、総平均償却率5%を乗じて求めた減価償却費を加えて、総生産者耐久施設とした。

(b) 在庫品増加

一般産業についてのみ推計を行なつた。まず「法人企業統計調査」(大蔵省)の「季報」の33年4～6月期調査の期首棚卸資産残高(=33年度初)と34年1～3月期調査の期末棚卸資産残高(=33年度末)を、産業別・種類別に、「年報」(33年)より求められた倍率により、全規模に拡大した。ついで、上記によつて求められた、年度末棚卸資産残高には、「季報」調査が資本金5千万円未満の法人階層については年度初現在法人数のままに固定されているため、年度間增加法人による棚卸資産増加分が反映されてないので、別途税務統計より年度間法人数増加を推定し、それによる棚卸資産残高を上記の「法人企業統計」基準の年度末棚卸資産残高に加えて、ここに求める33年度末棚卸資産残高とした。

かくて、33年度末、初の棚卸資産残高が求められたので、それらの差引によつて、年度間全産業棚卸資産増加額を算出した。

このようにして求められた全産業棚卸資産増加額の中には、なお、資本形成の総額の把握の上で、生産者耐久施設との重複分(建設仮勘定よりの半成工事への支出分は、企業会計においては、棚卸資産の中にも含まれておるがそれについては、現行方式においては、生産者耐久施設において把握し、在庫品増加には含めないこととなつてゐる)が含まれてゐるので、それらの重複分を上記の全産業棚卸資産増加額の推計と平行して、建設業、造船業、輸送用機械工業などの関連産業について推計の上、上記全産業棚卸資産増加額より差引いた残りを在庫品増加とした。

(C) 個人企業

個人企業については資料の関係により農業、製造業、卸小売業、鉱業、建設業および、運輸通信その他の公益事業の6産業についてのみ推計を行つた。

(a) 農業

「農家経済調査報告」(農林省)の「農家財産の増減型態」全国の部から農家一戸当たりの総生産施設、在庫品増加を求め、それぞれ一戸当たり所得に対する投資比率を計算し次にこれらの比率を分配面で求めた農業個人業主所得に乗じて推計した。なお、その際投資比率については、上記農家経済調査の33年度報告が入手利用されなかつたので、「32年度報告」より求められる投資比率を準用した。なお、前回の32年度推計においては、同様に、前年度における投資比率を準用してあつたので、今回上記の32年度についての確定投資比率により改算した。

(イ) 生産総施設のうち「土地については開こん、改良による年度内増加額を、建物については、新築、増築の中居住部分を差引いた残額をとり「植物および大動物」については植物は成長、新植購入による増加額をとつたが動物は、成長、生産による増加額のみをとり、購入については農業部門内部で相殺されるものと見做して除いた。

(ロ) 在庫増減については「未処分農産物在庫増減額」を採用した。

(b) 製造業および卸小売業

「個人商工業経済調査」(総理府統計局)の「従業者規模別営業状況」で1業主当たり規模別に与えられるデータに規模別ウエイト(分配所得、個人業主所得の項参照)を乗じて個人企業全体についての1業主当たり(イ)営業利益(ロ)棚卸資産増減および(リ)土地建物機械設備費を求め、これらから1業主当たり営業所得に対する在庫品増加、総生産施設の比率を求め、これらの比率を個人業主所得に乗じて推計した。

(c) 鉱業、建設業、および運輸通信、その他の公益事業

直接推計し得る資料がないので28年度以降は、26、27年度において適用した1業主当たりの営業所得に対する総生産施設および在庫品増加の比率について両年度を平均した値を求め、当該個人業主所得に乗じて求める方法をとることとしているが33年度についてもその推計方法を採用した。なお、26、27年度推計における上記の比率は「法人企業統計調査」(大蔵省)の年報の資本金200万以下の小法人企業における附加価値に対する総生産施設および在庫品増加の比率を準用したものである。

なお、上記各産業を通じて、31年度32年度とも、今回個人業主所得が改訂されたことに伴なつて必要な改算をなした。

(3) 政府の財貨サービス購入

(A) 政府の範囲および区分はつきのとおりである。

(a) 中央

(イ) 一般会計

(ロ) 非企業特別会計

- (1) 臨時受託調達特別会計 (2) 交付税および譲与税配付金特別会計 (3) 国債整理基金特別会計 (4) 賠償等特殊債務処理特別会計 (5) 国有財産特殊整理資金特別会計 (6) 特定物資納付金処理特別会計 (7) 外国為替資金特別会計 (8) あへん特別会計 (9) 自作農創設特別措置特別会計 (10) 産業投資特別会計 (11) 経済援助資金特別会計 (12) 余剰農産物資金融通特別会計 (13) 開拓者資金融通特別会計 (14) 厚生保険特別会計 (15) 船員保険特別会計 (16) 農業共済再保険特別会計 (17) 森林火災保険特別会計 (18) 漁船再保険特別会計 (19) 中小漁業融資保証保険特別会計 (20) 輸出保険特別会計 (21) 木船再保険特別会計 (22) 自動車損害賠償責任再保険特別会計 (23) 労働者災害補償保険特別会計 (24) 失業保険特別会計 (25) 国立病院特別会計 (26) 特定土地改良工事特別会計 (27) 特定多目的ダム建設工事特別会計 (28) 道路整備特別会計

(ハ) 企業会計

(I) 特別会計

- (1) 造幣局特別会計 (2) 印刷局特別会計 (3) 国有林野事業特別会計 (4) アルコール専売事業特別会計 (5) 郵政事業特別会計 (6) 郵便貯金特別会計 (7) 黄貴金属特別会計 (8) 食糧管理特別会計 (9) 糸価安定特別会計 (10) 簡易生命保険および郵便年金特別会計 (11) 資金運用部特別会計

(II) 政府関係機関

- (1) 日本専売公社 (2) 日本国鉄道 (3) 日本電信電話公社 (4) 国民金融公庫 (5) 住宅金融公庫 (6) 農林漁業金融公庫 (7) 中小企業金融公庫 (8) 北海道東北開発公庫 (9) 公営企業金融公庫 (10) 中小企業信用保険公庫 (11) 日本開発銀行 (12) 日本輸出入銀行

(III) その他の政府企業

- (1) 日本住宅公団 (2) 日本道路公団 (3) 愛知用水公団 (4) 農地開発機械公団 (5) 森林開発公団 (6) 日本原子力研究所 (7) 原子燃料公社 (8) 帝都高速度交通公団 (9) 電源開発株式会社

## (b) 地 方

普通会計（都道府県、特別区、市町村）

### 事 業 会 計

- ① 水道事業 ② 軌道事業 ③ 自動車運送事業 ④ 地方鉄道事業
- ⑤ 電気事業 ⑥ ガス事業 ⑦ 公益質屋事業

### 収 益 会 計

- ① 病院事業 ② 国民健康保険事業 ③ 収益事業（競馬、競輪、モーターボート競走、当せん金附証票の発売）

## (B) 中 央 財 政

### (1) 一 般 会 計

大蔵省決算見込により、支出済歳出総額より政府の財貨サービス購入のための支出とみなされない項目を控除して財貨サービスの購入総額を算出している。

#### 控 除 項 目

##### (1) 会 計 間 重 複

主として、特別会計と地方財政との重複分であるが、特別会計への出投資、損失補償、国債などのための繰入金や、地方公共自治体に対する公共事業費のような資本的補助金は含まれない。

##### (2) 価 格 調 整 費

次の損失補償とともに国民総生産における補助金を構成する。価格差補給金がこれにあたるが、昭和33年度においては該当項目とみなされるものがないので、前年度にひきつづいて計上しなかった。

##### (3) 損 失 补 償 費

企業特別会計や政府関係機関への損失補償のための繰入金ならびに民間または半官半民の諸団体および諸企業への損失補償のための支出を計上した。

##### (4) 出 資 お よ び 投 資

原子力研究所出資金、理化学研究所出資金等の政府出資金を主として計上した。なお育英資金貸付金、移住者渡航費貸付金等を含む。

##### (5) 振 替 支 出

この項目は一般会計から個人家計に対して無償で交付される支出であって、文官、旧

軍人遺族等恩給費、学校給食費、生活保護費、国民健康保険療養給付費補助金、遺族年金および障害年金等が含まれる。従って財政收支上の振替支出よりは範囲がせまい。

## (c) 国 債 費

一般会計から国債整理金特別会計への繰入額である。

### (1) そ の 他

この項目には一般会計の歳出のうち財貨サービスの購入とみなされないで、上記(1)から(5)のいずれにも属さないものを一括計上した。すなわち、海外との関係による諸国際分担金や防衛支出金、不動産購入費、経済強化資金への繰入等である。

### (2) 非企業特別会計

一般会計推計方法に準ずる。すなわち、各特別会計ごとに大蔵省決算見込の支出済歳出総額より財貨サービス購入のための支出とみなされない項目を控除し、これを合算することによってえられる。

控除項目の主なるものはつぎのとおりである。

#### (1) 交 付 税 お よ び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 — 地 方 交 付 金、地 方 譲 与 金

#### (2) 国 債 整 理 基 金 特 别 会 計 — 債 務 償 還 費、利 子 割 引 料

#### (3) 産 業 投 資 特 別 会 計 — 産 業 投 資 支 出 金

#### (4) 労 働 者 灾 害 補 償 保 険 特 別 会 計、失 業 保 険 特 別 会 計 — 保 険 金

### (3) 企 業 会 計

特別会計、政府関係機関およびその他の政府企業いすれも民間企業と取扱を同一にする、したがって、経常費用は算定せず利益金を官公事業剩余金として分配国民所得に計上し、国民総支出の面では決算見込財務諸表により資本的支出である固定資産、在庫品の純増減および減価償却費を合算して財貨サービスの購入としている。

固定資産と在庫品は昭和34年3月末残高より同33年3月末残高を差引くことによってえられる。（たゞし土地、減価償却引当金は控除する）減価償却費は損益計算書による減価償却費をとっている。

## (C) 地 方 財 政

### (1) 普 通 会 計

中央財政における一般会計に相当するものであり、自治庁調の都道府県および市町村決算概況によって、歳出決算見込額より財貨サービスの購入のための支出とみなされな

い項目を控除することによってもとめた。

#### 控除項目

##### (1) 会計間重複

地方財政相互間または中央財政との重複関係を調整するものであり、国庫支出金、都道府県支出金、市町村分担金、特別区財政調整交納付金、事業会計、収益会計に対する繰出金等が主なものである。

##### (2) 振替支出

地方吏員恩給制度に伴い恩給退職料、地方負担分の扶助費および退職手当を計上した。

##### (3) 公共事業費分担金

国が直轄する公共事業に含まれる地方財政の分担金であって、中央財政の財貨サービス購入中に含まれているので、合算の関係から重複分として控除するものであり、中央財政の公共事業費負担金の収入見込額を計上した。

##### (4) 公債費

中央財政における国債費に相当するもので、公債費の支出見込額を計上した。

##### (5) その他の

貸付金、出資金、積立金および前年度繰上充用金が含まれる。

##### (2) 事業会計

事業会計の新投資は資料がないので、自治庁の地方債配分済額のうちの公営企業分より病院事業を控除した額を計上した。

##### (3) 収益会計

収益事業の財貨とサービス購入についても資料がないので、前年度計上額をもとにし、国民健康保険事業の役所費の昭和29~32年の伸び率を算定して延長推計した。

##### (4) 政府の資本形成

###### (A) 中央財政

###### (a) 一般会計

非企業特別会計と共に、直接建設関係項目の決算見込額を選択して合算した。事業費は、それに含まれる事務費、調査費、土地購入費等を控除する。主なるものは災害復旧関係事業、治山治水港湾関係事業、失業対策事業、官庁營繕新営、文教施設、食糧増産

対策事業等に関する費目である。

なお、艦艇等防衛関係の支出も分類の時系列的観点から一応計上してある。道路事業費は昭和33年度より道路整備特別会計が新設されたので、非企業特別会計の項に含めてある。

###### (b) 非企業特別会計

道路整備特別会計の道路事業費をはじめ、厚生保険特別会計における医療その他各種施設費、国立病院特別会計における施設費、特定土地改良工事特別会計における土地改良事業費、労働者災害補償保険特別会計における保健施設費が主なるものである。

###### (c) 企業会計

政府の財貨サービス購入の同節に記載したとおりである。

###### (B) 地方財政

###### (a) 普通会計

普通建設事業費、受託事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費および維持補修費より国庫支出金、都道府県支出金、市町村分担金等に含まれる投資的補助金を重複計上を避けるため控除する。

###### (b) 事業会計

政府の財貨サービス購入の同節に記載したとおりである。

###### (c) 収益会計

資料がないため現在推計をおこなっていない。

なお政府の財貨サービスの購入は、総支出額より財貨サービスの購入のための支出とみなされない項目を控除することによって差引算出しているので政府の資本形成分を含んでいる。したがってこれを差引いたものが政府の経常支出となる。

## 四 政府収入等

###### (1) 中央財政

大蔵省歳入決算見込により、収納済歳入額を集計した。分類と内容はつぎのとおりである。

###### (A) 個人税および税外負担

個人税としては、源泉所得税、申告所得税および相続税を計上し、税外負担について

は、個人税的な性質を有するものとして、病院収入、授業料入学検定料の全部と免許手数料、懲罰没収金、弁償違約金および延滞金、期満後収入のうち個人負担とみなされるものを計上した。

(B) 法人税および税外負担

法人の所得および積立金に賦課されるものとして法人税歳入全額と、税外負担としては、日本銀行納付金と懲罰没収金、弁償違約金および延滞金、期満後収入のうち法人負担とみなされるものを計上した。

(C) 間接事業税および税外負担

間接税として、再評価税、酒税、砂糖消費税、揮発油税、物品税、取引所税、有価証券取引税、通行税、関税、とん税、印紙収入等と、特別会計における入場税、地方道路税および特別とん税を計上し、税外負担には日本専売公社納付金、アルコール専売特別会計納付金、受託調査試験収入、刑務所収入、物品売扱収入および免許手数料の法人企業負担とみなされる分を経費控除出来るものとして加えてある。

(2) 地方財政

中央財政に準じて自治庁の都道府県決算概況、市町村税徵収実績調等の決算見込額にもとづいて暫定的に推計した。

(A) 個人税および税外負担

個人税としては、道府県民税と市町村民税の所得割および均等割の個人分、府県税の狩猟者税と市町村税の自転車荷車税の個人分推計額を計上し、税外負担として使用料のうちの授業料、保健所使用料その他を、手数料、寄附金および延滞金、加算金の個人負担分推計額とともに計上した。

(B) 法人税および税外負担

道府県民税と市町村民税の法人分および、税外負担としての延滞金、加算金の法人負担分推計額を計上した。

(C) 間接事業税および税外負担

間接事業税としては地方税のうち個人税と法人税に計上されない諸税を集計した。税外負担は発電水利使用料、物品売扱代金および受託事業収入と個別負担分とみなされない手数料、寄附金を計上した。

なお、国有資産所在市町村交付金は中央財政における財貨サービスの購入支出より控

除したので地方財政の歳入よりも控除して財政収支の重複関係を調整した。

(3) その他の

(A) 官公事業剰余等

(a) 官公事業剰余

中央財政についてはさきに政府の財貨サービス購入の部で説明した企業会計に含まれる各特別会計、政府関係機関、およびその他の政府企業の各々について、昭和33年度の予定財務諸表にもとづき、損益見込額をとって合算した。なお専売納付金は税外収入に含めてある関係から益金より控除している。

地方財政における公企業は前述の事業会計、収益会計と内容を同一とするが、資料が不備のため暫定的に前年と同額計上した。

(b) 政府賃貸料収入

中央財政については、一般会計の国有財産貸付収入、同使用収入と非企業特別会計の賃貸料収入およびそれに類するものを計上し、地方財政においては財産収入見込額のうち賃貸料とみなされるものを推計々上した。

(c) 政府利子収入

中央財政については、一般会計の利子収入、共有船舶利用収入および配当金収入と非企業特別会計の利子収入およびそれに類するものを計上し、地方財政においては、預貯金利子収入額の過去の傾向から延長推計して合算した。

(d) 政府負債利子

財政収入における控除項目としての政府負債利子は、赤字国債利子だけでなく、官公事業以外で発行した公債の利子をも含める。したがって中央財政においては国債整理基金特別会計の支払利子と割引料の一般会計負担分を計上し、地方財政については、地方債の事業会計以外の支払利子見込額が判明しないので元金償還と支払利子の合計見込額から推計した。

(B) 社会保険に対する負担

社会保障制度における租税および税外負担以外の保険料、納金、掛金等、財政収支勘定における収入項目となるもので、多くは被用者と雇用主が負担する。

医療保障としての健康保険、船員保険、労働者災害補償保険、国民健康保険、と生活補償としての失業保険および年金恩給としての厚生年金保険、恩給等と共に組合掛金か

ら成る。

以上のうち恩給は一般会計、特別会計および政府関係機関の歳入決算見込の恩給法納付金と負担金を計上し、共済組合と国民健康保険とは事業年報と月報により、その他は各特別会計の収入見込額を基礎にして推計した。

#### (C) 振替所得

政府が反対給付なしに家計に与える経常的支出で受領者の所得の附加分となるすべてを内容とし、個人所得には計上されるが、国民所得には含まれない。財政收支勘定における支出項目であり、社会保障的支出のうち各種社会保険の保険金給付額ならびに恩給年金、生活保護費などの諸給付が主なるものである。その他政府負債利子のうち個人非営利団体における分、留守家族援護金、退職手当、公務災害補償費および学校給食費が含まれる。

特別会計による社会保険は保険金あるいは給付費を決算見込額により、生活保護費については一般会計の決算見込と自治庁の地方財政決算見込みにより、地方吏員恩給は地方財政計画によった。恩給留守家族援護金、退職手当、公務災害補償費および学校給食費は一般会計と地方普通会計歳出決算見込額により、共済組合と国民健康保険の給付額はそれぞれ事業報告書ならびに年報により見込額を計上した。

### 五 経常海外余剰および国際収支差

経常海外余剰は財貨サービスの収支差と海外からの純所得および本邦人海外純消費の合計であり、これに更に純贈与を加算したものと国際収支差とする。今年度より海外からの純所得は海外からの所得の受と海外への所得の払とそれぞれ別々に受払に計上した。又本邦人海外純消費も海外人本邦内消費と本邦人海外消費に分けそれぞれ受払に計上した。財貨サービスは「商品」「政府取引」および「その他」の各項目の合計である。

商品は一般にいわれる貿易と非貨幣用金の移動とからなっており、政府取引は日米行政協定に基く防衛支出金（米軍側消費分担金）と外国軍隊の消費からなり、（この項に含まれている国際機関分担金、恩給は振替とみなし、贈与項目におきかえた）その他の取引は運輸、保険およびその他サービスからなっている。（その他サービス中の著作権、フィルム賃貸料、特許権の使用料その他賃貸料及び使用料は要素費用とみなし、海外よ

りの所得受取および海外への所得支払におきかえた。これは従来の海外からの純所得にあたる。）

海外よりの所得受取および海外への所得支払は投資収益としての未分配利潤、株式配当、銀行利子の収支と上記の特許権使用料、賃貸料等の収支の合計である。これは要素費用として分配国民所得に加算される。海外人本邦内消費および本邦人海外消費は観光旅行、業務旅行、および外交団給与（政府取引よりおきかえた）の支払である。

純贈与は日米行政協定に基く日本側防衛分担金および個人送金、機関送金（個人以外の主として法人等）など民間取引による個人純送金と政府関係機関による一方的な移動である。資本純贈与（賠償、余剰農産物等の政府贈与）の合計であって贈与の内機関送金を含めた民間取引を全額個人送金として、その純額を個人支出の個人送金項目として計上した。個人以外の分についても含められているところに問題がある。

国民经济計算の貯蓄と投資の勘定では貯蓄の側に控除項目として国際収支差が計上され、国民所得と支出の勘定では支出側に経常海外余剰が計上されている。なお防衛支出金関係は国際収支表に計上されてないので別途求めて上記の如く政府および政府純贈与に加算した。

國 民 總  
新 旧 推 計

年 次 項 目	昭 和 30 年 度			昭 和 31 年 度		
	旧推計 A	新推計 B	差額C (B-A)	旧推計 A	新推計 B	差額C (B-A)
1. 分 配 国 民 所 得	6,670.9	6,681.4	10.5	7,620.3	7,531.0	△89.3
勤 劳 所 得	3,218.2	3,225.0	6.8	3,720.1	3,697.2	△22.9
個 人 業 主 所 得	2,618.7	2,630.6	11.9	2,701.0	2,644.8	△56.2
個 人 貨 貨 料 所 得	89.2	80.9	△ 8.3	111.1	100.9	△10.2
個 人 利 子 所 得	186.4	186.9	0.5	218.1	218.7	0.6
法 人 所 得	597.3	597.3	0	918.3	918.3	0
官 公 事 業 剰 余 等	61.6	61.6	0	64.1	64.1	0
海 外 从 ら の 純 所 得	△ 25.3	△ 25.3	0	△ 32.3	△ 32.3	0
(控除)政府と消費者の負債利子	75.2	75.6	△ 0.4	80.1	80.7	△ 0.6
2. 調 整 項 目	1,398.8	1,398.8	0	1,643.2	1,643.1	△ 0.1
間 接 事 業 稅	772.0	772.0	0	880.8	880.8	0
(控除)補 助 金	7.5	7.5	0	7.4	7.4	0
資 本 減 耗 引 当	634.3	634.3	0	769.8	769.7	△ 0.1
3. 統 計 上 の 不 突 合	127.0	123.1	△ 3.9	△ 32.0	75.7	107.7
4. 国 民 總 生 産	8,196.7	8,203.3	6.6	9,231.5	9,249.8	18.3

生 產 (昭和30~32年度)

対 照 表

(単位 10億円)

昭 和 32 年 度			摘 要 (改訂理由)
旧推計 A	新推計 B	差額C (B-A)	
8,340.9	8,169.3	△ 171.6	農業については「30年臨時農業基本調査」、「32年度緊急畜産センサス」により農家戸数を改訂、農林水以外の産業については、「毎月勤労統計調査用調査」の改訂(33年1月)および32年度以前の規模別賃金格差推計の修正により一人当賃金を変更したことによる。
4,149.7	4,115.5	△ 34.2	
2,834.1	2,706.4	△ 127.7	農業については仮上の改訂および32年度を「農家経済調査」により確定計数としたことによる。農林水以外の産業については製造業、卸小売業の1業主当たり所得の推計方法を若干変更したことによる。
126.7	115.9	△ 10.8	公営住宅分、給与住宅分を除外したことおよび計数整理による。
260.6	262.3	1.7	労働金庫分を新たに計上したことおよび計数整理による。
963.9	963.9	0	
132.9	132.9	0	
△ 38.9	△ 38.7	0.2	計数整理による。
88.1	88.9	△ 0.8	労働金庫分を新たに計上したことおよび計数整理による。
1,855.2	1,875.7	20.5	
972.7	1,002.0	29.3	計数整理による。
5.8	37.1	31.3	計数整理による。
888.3	910.8	22.5	計数整理による。
△ 149.7	△ 19.9	129.8	
10,046.4	10,025.1	△ 21.3	

國 民 総  
新 旧 推 計

項 目	年 次			昭 和 30 年 度			昭 和 31 年 度		
	旧推計 A	新推計 B	差額C (B-A)	旧推計 A	新推計 B	差額C (B-A)			
1. 個 人 消 費 支 出	5,076.0	5,085.0	9.0	5,436.0	5,452.8	16.8			
飲 食 費	2,698.2	2,703.6	5.4	2,814.2	2,820.4	6.2			
被 服 費	409.5	412.8	3.3	448.7	450.9	2.2			
光 熱 費	195.2	195.2	0	204.8	204.8	0			
住 居 費	417.4	417.3	△ 0.1	483.0	510.9	27.9			
雜 費	1,355.7	1,356.1	0.4	1,485.3	1,465.8	△ 19.5			
2. 國 内 民 間 総 資 本 形 成	1,375.3	1,372.9	△ 2.4	2,241.7	2,243.2	1.5			
個 人 住 宅	142.0	142.3	0.3	169.0	179.7	10.7			
生 產 者 耐 久 施 設	778.4	777.7	△ 0.7	1,371.6	1,369.2	△ 2.4			
法 人	604.5	604.5	0	1,169.2	1,169.2	0			
個 人	173.9	173.2	△ 0.7	202.4	200.0	△ 2.4			
在 庫 品 增 加	454.9	452.9	△ 2.0	701.1	694.3	△ 6.8			
法 人	265.2	265.2	0	598.5	598.5	0			
個 人	189.7	187.7	△ 2.0	102.6	95.8	△ 6.8			
3. 經 常 海 外 余 利	141.3	141.3	0	△ 100.7	△ 100.7	0			
4. 政 府 の 財 貨 サ ー ビ ス 購 入	1,604.1	1,604.1	0	1,654.5	1,654.5	0			
中 央	872.7	872.7	0	865.5	865.5	0			
地 方	731.4	731.4	0	789.0	789.0	0			
5. 国 民 総 支 出	8,196.7	8,203.3	6.6	9,231.5	9,249.8	18.3			

支 出

対 照 表

(単位 10億円)

昭 和 32 年 度			摘 要 (改訂理由)
旧推計 A	新推計 B	差額C (B-A)	
5,876.9	5,897.6	20.7	
2,986.8	2,996.3	9.5	自衛隊員現物給与を加算したこと、また32年度については、統計年報等の確定計数を得たことによる。
491.5	493.6	2.1	"
227.3	224.6	△ 2.7	32年度について確定計数におきかえたことによる。
531.6	564.1	32.5	住居費のうち地代家賃以外の住居費について推計方法を改訂したことによる。
1,639.7	1,619.0	△ 20.7	金融機関の帰属サービスの改算(労働金庫の加算)、社会保障費の確定計数を得たことによる。
2,364.9	2,365.1	0.2	
213.8	213.5	△ 0.3	住宅金融公庫の基礎統計の確定計数を得たことにより、計数整理をなしたことによる。
1,673.8	1,678.2	4.4	
1,448.3	1,448.3	0	
225.5	229.9	4.4	農家経済調査の確定資料(32年)により改算し、個人業主所得の推計結果により改訂した。(30, 31, 32年)
477.3	473.4	△ 3.9	
336.4	336.3	△ 0.1	
140.9	137.1	△ 3.8	個人業主所得の確定推計により改算したことによる。
△ 54.0	△ 54.1	△ 0.1	計数整理による。
1,858.6	1,816.5	△ 42.1	
978.2	927.5	△ 50.7	企業会計等の確定推計の結果による。
880.4	889.0	8.6	32年については、地方財政決算見込によつていたものを、地方財政統計年報により確定推計になしたことによる。
10,046.4	10,025.1	△ 21.3	